

米沢市立病院 事業者訪問ルール

米沢市立病院において事業者が院内を訪問し営業活動を行う場合は、下記の事項を遵守したうえ、診療行為の妨げとならないよう十分な配慮を行うこと。

1 訪問時の手続きについて

- (1) 院内へ訪問する際は、中央診療棟 1階防災センター窓口において「事業者訪問記録簿」に所定の事項を記入し、「訪問許可証」を入手すること。
- (2) 「訪問許可証」は自社のネームプレートとともに常時着用し、一般利用者との区別を明確にすること。
- (3) 院内から退出する際は「訪問許可証」を防災センターへ返却し、「事業者訪問記録簿」に退出時刻を記入すること。
- (4) 納品・修繕など病院側の依頼に応じて頻回に来院が必要な事業者には、事前の登録により「訪問許可証」を継続して貸与し、都度の「事業者訪問記録簿」への記入を免除する。

2 医師との面談について

- (1) 医師との面談を希望する際は、総務課分室を通じてアポイントメント申請を行い、事前に医師の面談予約を得ること。
- (2) 面談時間・場所については、予約時の指示に従うこと。
この場合、指定時間に合わせたの待機を心がけ、指定場所以外での待機や長時間にわたっての待機とならないよう留意すること。
- (3) アポイントメントがある場合を除き、院内（医局フロアなど）に無許可で待機しての医師への営業活動を禁止する。
特に外来・病棟・ホールなど、一般利用者のいる共有区画での無許可待機は絶対に行わないこと。
- (4) 医師に未採用薬を宣伝する場合は、事前に薬剤部から宣伝許可を得ること。
- (5) 医師への情報提供のうち、面談を必要としない書類等の提供は総務課分室を通じて行うこと。

3 注意事項

- (1) 本ルールは、院内を訪問する事業者が共通して遵守すべき事項を定めたものであり、このほか、担当部署ごとに定められたルールや指示に従うこと。
- (2) 悪質・故意の違反があった事業者に対しては、訪問禁止等の措置を行う。
- (3) 不明な点は、総務課用度担当まで問い合わせること。

平成29年4月1日
病 院 長